

令和4年5月19日

保護者様

大阪市立天満中学校
校長 平田 和也

学校徴収金の納入について

薰風の候、皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標題について、令和4年度5月分の口座振替を**令和4年5月26日（木）**に行います。

つきましては、振替日の前日（5月25日）までに、預金口座の残金を確認していただき、次の金額をご準備いただきますようお願いします。

記

単位：円

	生徒費	積立金	PTA会費	振替手数料	合計
1年	10,000	0	0	68	10,068
2年	10,000	0	0	68	10,068
3年	10,000	0	0	68	10,068

* 振替手数料は、生徒一人につき68円かかりますので注意してください。

* 4月に配付済みの「令和4年度 学校徴収金・PTA会費・給食費の納入について」の案内において、2~3年生で前年度就学援助認定者等以外の生徒は、前年度繰越金を差し引いた金額が5月分の徴収額となる旨記載いたしましたが、各月の徴収額をできるだけ均等にするため、前年度繰越金は6月分の徴収額より差し引くよう変更させていただきます。何卒ご了承ください。

* 現金で納入される方は、5月19日（木）にお子様を通じてお渡しする所定の納付書にて、5月26日（木）までに事務室へお納めください。なお、口座振替の方で、現金にて直接学校窓口へ納入されたい方は、「納付書」を発行しますので連絡してください。

* 就学援助に認定された方は、生徒費については就学援助費より直接学校へ充当されるため、今月の徴収はありません。

* 現在、就学援助申請中で、申請書を5月13日（金）までに提出された方につきましては、認否結果が判明するまで生徒費の徴収を猶予いたします。ただし、就学援助が認定されなかつた場合には、後日お納めいただく必要がありますのでご了承ください。なお、積立金、PTA会費についてはこれまで通り納入していただきます。

* ご不明な点等ありましたら、天満中学校 事務室（電話 06-6313-3717）まで連絡してください。